

答申第 145 号

平成 15 年 8 月 4 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 14 年 12 月 11 日付けで諮問された採石業務管理者変更届一部非公開の件  
（諮問第 242 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定の2法人が神奈川県知事に提出した採石業務に係る登録事項変更届書に記載された変更の理由は、公開すべきである。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成14年11月29日付けで、特定の2法人（以下「本件法人」という。）が知事に提出した4件の採石業務に係る登録事項変更届書（以下「本件行政文書」という。）及び添付書類を一部非公開とした処分のうち、本件行政文書に記載された変更の理由を非公開とした処分の取消しを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、知事が本件行政文書には、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るものが記録されていることから、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号に該当するとして本件行政文書に記載された変更の理由を非公開とした処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 採石業務管理者（以下「業務管理者」という。）は、採石業に係る登録事項の一つであるが、本件法人のうち、一つの法人については、前任の業務管理者が退任した後、後任の業務管理者が選任されるまでの間、2ヶ月半以上業務管理者が不在であった。これは、採石法（以下「法」という。）第32条の10の規定に違反するものであり、その事実関係を明らかにするためにも変更の理由は公開されるべきである。

イ 本件行政文書に記載された変更の理由は個人に関する情報であるため公開できないというのが実施機関の説明であるが、業務管理者は選任されていないのであるから、変更の理由は、個人に関する情報ではなく、事業者である本件法人に関する情報である。そして、選任されていないということはあくまでも本件法人の責任である。

### 3 実施機関（県土整備部砂防海岸課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書を一部非公開とした理由は、次のとおりである。

#### （１）本件行政文書について

本件行政文書は、法第 32 条の 7 の規定に基づき知事に提出された登録事項変更届書であり、本件行政文書に記載された情報のうち、変更の理由を非公開とし、その他の部分については公開した。

#### （２）条例第 5 条第 1 号該当性について

##### ア 条例第 5 条第 1 号本文該当性について

（ア）法第 32 条の 7 の規定による登録事項変更届書自体は、採石業を行う者の情報であり、いわゆる事業者情報に該当する。

しかし、変更事項の内容が業務管理者に関するものである場合、当該業務管理者は当該法人に勤務する一般の従業員であるのが通例であることを考慮すると、本件行政文書の記載内容は、当該業務管理者の個人に関する情報と解すべきである。

（イ）特定の個人が識別される場合、当該個人に関する情報は、非公開とされるべき個人に関する情報となる。本件行政文書の場合、いずれも業務管理者の氏名等を公開しているため、本件行政文書全体が当該業務管理者が識別される個人に関する情報であり、条例第 5 条第 1 号本文に該当する。

##### イ 条例第 5 条第 1 号ただし書該当性について

（ア）本件行政文書は、本件法人の登録行政庁である知事に対してのみ届け出られるものであり、法には、登録事項変更届書を何人に対しても閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付を認めるとする旨の規定は存在していない。したがって、本件行政文書に記載された変更の理由に係る情報は、同条第 1 号ただし書アの「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」には該当しない。

（イ）本件行政文書に記載されている情報のうち、業務管理者の氏名につ

いては、法第 33 条の 15 及び法施行規則第 8 条の 19 の規定により、採取計画が認可された岩石採取場において業務管理者の氏名等を記載した標識を掲げなければならないと定められていることから、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報といえるが、変更の理由に係る情報は、こうした規定もなく、当該業務管理者個人に関する情報であることから、公にする慣行はなく、公にすることが予定されている情報にも当たらない。したがって、同条第 1 号ただし書イの「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。

(ウ) 業務管理者は本件法人の従業員であり、公務員ではないから、変更の理由に係る情報は、同号ただし書ウにも該当しない。

(エ) 業務管理者がどのような理由で変更になったのかについては、プライバシーに関する情報である場合もあることを考慮すれば、当該情報が、人の生命、身体等への危害等から県民を保護するため公開することが公益上必要な情報であるとまでは解することはできず、同号ただし書エの「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」には該当しない。

#### 4 審査会の判断理由

##### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第 8 条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、法第 32 条の 7 の規定に基づき本件法人から知事に提出された採石業務に係る登録事項変更届書であり、実施機関は本件行政文書に記載された情報のうち、変更の理由を非公開とし、その他の部分については、業務管理者の氏名を含めて公開した。

##### (3) 条例第 5 条第 1 号該当性について

ア 条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

また、条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」(以下「個人情報」という。)を非公開とすることができるとしている。

したがって、同号本文は、個人情報とは明白にプライバシーと思われるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

イ 本件行政文書は、本件法人が採石業者として登録を受けた事項の一部である業務管理者の変更を届け出たものであり、変更の理由には、当該法人において業務管理者を変更した理由が記載されている。

ウ 非公開とされた変更の理由は、本件法人の業務に関する情報であって、その内容も業務管理者が変更される場合の理由として通常想定される範囲にとどまるものであり、当該業務管理者の個人に関する情報には当たらないものと解される。したがって、当該情報は、同号本文に該当しないと判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成 14 年 12 月 11 日	諮問
12 月 24 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
平成 15 年 1 月 24 日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
1 月 27 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
1 月 31 日	不服申立人から、非公開等理由説明書に対する意見書を受理
4 月 14 日 (第 21 回部会)	審議
5 月 15 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
5 月 19 日 (第 22 回部会)	審議
6 月 5 日 (第 23 回部会)	審議
7 月 10 日 (第 24 回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金 子 正 史	獨 協 大 学 教 授	部 会 員
鈴 木 敏 子	横 浜 国 立 大 学 教 授	
竹 森 裕 子	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	部 会 員
田 中 隆 三	弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 )	
玉 卷 弘 光	東 海 大 学 教 授	
千 葉 準 一	東 京 都 立 大 学 教 授	会 長 職 務 代 理 者
堀 部 政 男	中 央 大 学 教 授	会 長 ( 部 会 長 を 兼 ね る )

(平成 15 年 8 月 4 日現在) (五十音順)